

# 第 1 1 回

## 秋田市農業委員会総会議事録

令和 3 年 1 1 月 1 8 日 開 会  
即 日 閉 会

秋 田 市 農 業 委 員 会

## 第11回農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和3年11月18日（木） 午後2時から午後3時5分まで
- 2 開催場所 秋田市役所正庁
- 3 委員定数 19人
- 4 出席農業委員 17人

1番	佐々木 英 久	2番	武 藤 真 作
3番	関 正 美	4番	鈴 木 昇
5番	星 容 子	7番	佐々木 繁 明
9番	白 岩 勝	10番	柴 田 ますみ
11番	鎌 田 悦 雄	12番	佐々木 和 昭
13番	齊 藤 善 彦	14番	藤 田 修
15番	加 藤 淳	16番	三 浦 宏 和
17番	伊 藤 洋 文	18番	佐々木 吉 秋
19番	加賀屋 慎 一		
- 5 欠席農業委員

6番	相 場 堅 一	8番	安 田 友 一
----	---------	----	---------
- 6 議事日程
  - 第1 議事録署名委員の指名
  - 第2 会期決定
  - 第3 会務報告
  - 第4 議案第41号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
  - 第5 議案第42号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件
  - 第6 議案第43号 農用地利用集積計画(令和3年度第8号)に関する件
  - 第7 議案第44号 非農地証明申請に関する件
- 7 事務局職員

事務局長	小山田 邦 子	参 事	加 藤 康 則
副 参 事	伊 藤 弘	副 参 事	住 谷 真 人
主席主査	稲 葉 隆	主席主査	中 村 至
主席主査	勝 田 茂 満	主 査	岡 部 洋 介
主 任	富 岡 周 馬	主 任	廣 嶋 孝 祐
技 師	小 林 素 子		
- 8 書 記  
技 師 小 林 素 子
- 9 議事録署名委員

16番	三 浦 宏 和	17番	伊 藤 洋 文
-----	---------	-----	---------

10 議 事

事務局 (加藤参事)	<p>それでは、ただ今から、令和3年第11回農業委員会総会を開会いたします。</p>
	<p>欠席の届出がありましたのでご報告いたします。6番相場堅一委員、8番安田友一委員の2名でございます。委員定数19名中、17名の出席となっており、総会の出席委員は定足数に達していますので、総会は成立していることをご報告いたします。</p>
	<p>会長ごあいさつの前に、お手数ですが、本日お手元に配付しております書類の確認をお願いいたします。</p>
	<p><b>【配付書類の確認】</b></p>
	<p>今回も新型コロナウイルス感染リスク軽減のため、総会での報告・説明等は簡潔にして会議時間の短縮を図りますとともに、マスク着用や定期的な換気の実施につきまして、ご理解とご協力をお願いいたします。</p>
	<p>それでは、会長より、ごあいさつと議事の進行をよろしくお願いいたします。</p>
佐々木吉秋会長	<p><b>【会長あいさつ】</b></p>
議長	<p>それでは、第11回農業委員会総会の議事日程に従いまして、議事を進行させていただきます。</p>
	<p>はじめに、日程第1の「議事録署名委員の指名」でございますが、慣例で議席順に指名しておりますので、私の方から指名してご異議ございませんか。</p>
一 同	<p>異議なし。</p>
議長	<p>「異議なし」の声がございますので、16番三浦宏和委員、17番伊藤洋文委員をお願いいたします。</p>
	<p>次に、日程第2の会期決定の件でございますが、慣例に従いまして、私の方から申し上げますので、これにご了承願います。会期は1日間とし、午後4時までといたします。</p>
	<p>それでは、日程第3の「会務報告」に入らせていただきます。</p>
	<p>はじめに、会務報告1の「農地利用最適化区域部会」につきまして、第1区域部会から第5区域部会まで、順番に報告をお願いします。</p>
9番白岩勝委員	<p><b>【第1区域部会の報告】</b></p>
1番佐々木英久委員	<p><b>【第2区域部会の報告】</b></p>
2番武藤真作委員	<p><b>【第3区域部会の報告】</b></p>
7番佐々木繁明委員	<p><b>【第4区域部会の報告】</b></p>
13番齊藤善彦委員	<p><b>【第5区域部会の報告】</b></p>
議長	<p>次に、会務報告2の「一般社団法人秋田県農業会議第67回常設審議委員</p>

議	長	会」および会務報告3の「一般社団法人秋田県農業会議第28回理事会」につ きましては、私が報告します。
		【会務報告2および3の報告】
		次に、会務報告4の「令和3年度秋田県農業委員会大会」につ きましては、事務局から報告をお願いします。
事 務 局 (勝田 主席主査)		【会務報告4の報告】
議	長	次に、会務報告5の「令和3年度第1回秋田市農林水産業振興戦略会議」 および会務報告6の「令和3年度第1回秋田市農業大賞実行委員会総会」 につ きましては、私が報告します。
		【会務報告5および6の報告】
		次に、会務報告7の「令和3年度女性の農業委員会初任者委員のための 研修会」につ きましては、5番星容子委員から報告をお願いします。
5番星容子委員		【会務報告7の報告】
議	長	次に、会務報告8の「令和3年度第6回農地利用最適化委員会」につ き ましては、1番佐々木英久委員から口頭で報告をお願いします。
1番佐々木英久委員		【会務報告8の報告】
議	長	次に、会務報告9の「農地法に係る諮問に対する答申について」から会 務 報告15の「受理通知取消し願いについて」までの7件について、事務局 から報告をお願いします。
事 務 局 (住谷 副参事)		【会務報告9から15までの報告】
議	長	以上で会務報告の説明が終わりました。ただ今の会務報告につ き まして、ご質問・ご意見がある方はお願いいたします。
一	同	なし。
議	長	ご質問がないようですので、次に、日程第4の議案に入らせていただき ます。 はじめに日程第4、議案第41号、農地法第3条の規定による許可申請に 関する件、1件を上程します。 事務局から説明をお願いします。
事 務 局 (廣嶋 主任)		議案書1ページの1件について説明いたします。 番号1。譲受人は、 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> 。譲渡人は、 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> 。土地の所在、地目、面 積、理由は記載のとおりです。

事務局 (廣嶋主任)	<p>今年10月に、譲渡人が申請地を相続しましたが、譲渡人には農業経験がなく、申請地に隣接する農地を所有し、申請地についても10年ほど前から作業委託を受けて耕作してきた譲受人に贈与するものです。</p> <p>農地法第3条の許可要件のうち、全部効率利用について、譲受人は農業機械一式を所有し、農業技術も問題ないと考えられます。農作業常時従事について、年間270日農作業に従事していることから、常時従事者として認められます。下限面積について、譲受後の経営面積は、7,576平方メートルであることから、要件を満たしています。地域との調和要件について譲受人への権利移転による周辺農地の利用に及ぼす影響は特段ないものと思われまます。</p> <p>以上、農地法第3条第2項各号には該当しないことから、許可要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議長	<p>それではここで、現地調査を行った荻原豊推進委員から報告を受けた19番加賀屋慎一委員に報告をお願いします。</p>
19番加賀屋慎一委員	<p>19番加賀屋です。11月1日に荻原委員から報告ありまして、現地を見た限り問題ないとのことでしたので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>それでは、質疑を行います。 ご質問、ご意見がある方はお願ひいたします。</p>
一同	<p>なし。</p>
議長	<p>ご質問等がないようですので、採決に入ります。 農地法第3条の規定による許可申請に関する件、1件を原案のとおり許可することにご異議ございませんか。</p>
一同	<p>異議なし。</p>
議長	<p>「異議なし」の声がありましたので、日程第4、議案第41号、農地法第3条の規定による許可申請に関する件、1件を原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に日程第5、議案第42号、農地法第5条の規定による許可申請に関する件、3件を上程します。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (稲葉主席主査)	<p>それでは、議案書の2ページをご覧ください。</p> <p>番号1です。譲受人は[ ]。譲渡人は[ ]。施設の概要は「一般住宅」への永年転用。権利の種類等は議案書に記載のとおりです。</p> <p>次に、農地転用許可申請説明資料の1ページおよび2ページをご覧ください。申請地の場所は位置図に記載のとおりです。</p> <p>転用事業計画については、「申請者は、現在アパートに居住しているが、住宅を建築するため本申請をしたもので、実家に隣接しており、両親と協力して生活できることなど利便性を考慮し当該地を選定、転用しようとするもの。」です。</p> <p>立地基準については、農地位置は都市計画区域内の市街化調整区域です</p>

事務局  
(稲葉主席主査)

が、秋田市宅地開発に関する条例において、一定の基準を満たす集落の区域として、誰でも一般住宅を建築できる区域、いわゆる「緩和エリア」に指定されており、農業振興地域内の農用地区域外です。農地区分は「第1種農地」です。第1種農地は原則不許可ですが、本件は、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、農地法施行規則第33条第4号に規定する、第1種農地の不許可の例外に該当します。

一般基準については、転用事業に必要な資力および信用について、資金計画は借入資金です。申請適格等は適合しており、過去の転用実績はありません。

工事着工および工事完了の期間は、許可日から令和4年4月30日まで。転用行為の妨げとなる権利は該当なし。他法令による許認可の処分は都市計画法第29条許可見込み。一体として利用する農地以外の土地は該当ありません。土地改良区等からの意見書は畑のため不要です。

被害防除については、隣接に対する措置は緩衝地を設けることとし、排水計画は、汚水、生活雑排水は公共下水道、雨水は自然流下です。現地は令和3年11月2日に確認しております。

続きまして、議案書の番号2です。借受人は、XXXXXXXXXX。貸出人は、XXXXXXXXXX。施設の概要は、「資材置場」への一時転用。権利の種類等は議案書に記載のとおりです。

次に、説明資料の3ページおよび4ページをご覧ください。申請地の場所は位置図に記載のとおりです。

転用事業計画については、「転用事業者は、カントリーエレベーターを建設中であり、現在、サイロ組立工事を行っているが、建築業者、機械工事業者およびサイロ施工業者等、複数の業者が同時施工を行っているため、資材等を置くスペースが確保できないことから、工事箇所の近隣にあり、道路からの接続もいい当該地を、資材置場として一時転用しようとするもの。」です。

立地基準については、農地位置が都市計画区域内の市街化調整区域。農業振興地域内の農用地区域外で農地区分は第1種農地です。第1種農地は原則不許可であります。本件は、申請に係る農地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものであり、農地法施行令第11条第1項第1号イに規定する、第1種農地の不許可の例外に該当します。

一般基準については、転用事業に必要な資力および信用について、資金計画は、自己資金、申請適格等は適合しており、過去の転用実績は、先ほど会務報告11で報告した、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の番号6の駐車場への一時転用があります。

工事着工および工事完了の期間は、許可日から令和4年3月31日まで。転用行為の妨げとなる権利、他法令による許認可の処分、一体として利用する農地以外の土地はそれぞれ該当がなく、土地改良区等からの意見書は、一時転用のため不要。一時転用に対する復元計画は、事業終了後、資材等を撤去・搬出し、耕起を行うこととしています。

被害防除については、隣接に対する措置はなし、排水計画は、汚水、生活雑排水はなし、雨水は自然流下です。現地は令和3年11月2日に確認しております。

続きまして議案書2ページから6ページの番号3をご覧ください。借受

事務局 (稲葉主席主査)	<p>人は、<span style="background-color: black; color: black;">■■■■</span>。貸出人は、<span style="background-color: black; color: black;">■■■■</span>。転用事業概要は、「農産物集出荷施設および農機具収納施設」への永年転用。権利の種類等は記載のとおりで、転用面積の合計は1,104.73平方メートルです。</p> <p>次に、説明資料の5ページおよび6ページをご覧ください。申請地の場所については、位置図に記載のとおりです。</p> <p>転用事業計画については、「転用事業者は、ほ場整備事業を機に農事組合法人を設立したが、法人としての作業所や事務所等の設置が必要となったため、法人が管理するほ場の中心部付近にあり、道路に隣接していることから当該地を選定、転用しようとするもの。」です。なお、当該地は現在秋田県が施行している「農地中間管理機構関連ほ場整備事業十八石堰地区」の区域となっており、県が管理する創設非農用地換地予定地を換地処分前に使用するものであるため、貸出人は土地改良事業の事業主体である秋田県知事となっております。</p> <p>立地基準については、農地位置は都市計画区域内の市街化調整区域。農業振興地域内の農用地区域内です。農地区分は「農用地区域内農地」です。農用地区域内農地は原則不許可ですが、本件は、農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途である農業用施設用地に供するものであって、法第5条第2項ただし書に規定する、農用地区域内農地の不許可の例外に該当します。</p> <p>一般基準については、転用事業に必要な資力および信用について、資金計画は、借入資金および自己資金です。申請適格等は適合しており、過去の転用実績はありません。</p> <p>工事着工および工事完了の期間は、許可日から令和4年5月31日まで。転用行為の妨げとなる権利、他法令による許認可の処分はなく、一体として利用する農地以外の土地は水路および道路があり、土地改良区等からの意見書は、仁井田堰土地改良区から差し支えないとなっております。</p> <p>被害防除については、隣接に対する措置はなし。排水計画は、汚水、生活雑排水はなし、雨水は自然流下です。現地は令和3年11月4日に確認しております。</p> <p>以上3件の転用案件は、原則として秋田県農業会議への意見聴取が必要な、農地区分が農用地区域内農地および第1種農地の転用ですが、一時転用および転用目的が農業用施設の場合は除くこととされているため、番号1について、本総会で許可相当に決した場合には、速やかに秋田県農業会議へ諮問します。説明は以上です。</p>
議 長	<p>それではここで、案件1番と2番について現地調査を行った堀井喜一推進委員から報告を受けた2番武藤真作委員から報告をお願いします。</p>
2番武藤真作委員	<p>2番武藤です。現地調査をした堀井推進委員からご連絡ありまして、何ら問題ないということでしたので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>次に、案件3番について現地調査を行った鎌田一美推進委員から報告を受けた11番鎌田悦雄委員から報告をお願いします。</p>
11番鎌田悦雄委員	<p>11番鎌田です。11月4日に鎌田推進委員からご報告もらいました。農業関係の施設ということで、何ら問題ないだろうとのことでしたので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>

議 長	それでは、質疑を行います。 ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。
16番三浦宏和委員	はい、議長。
議 長	三浦委員、どうぞ。
16番三浦宏和委員	16番三浦です。3番の案件について、本来貸出・譲渡人の欄に来る者は土地の謄本の所有権者が普通ですが、予定地の段階で県が農業法人に貸すということが、凡例や前例があつてのことなのか、事情を教えてください。これは合法的・合理的な方法なんでしょうか。
議 長	事務局から説明をお願いします。
事務局 (稲業主席主査)	はい。国からの昭和49年7月12日付け通知に「非農用地区域の設定を伴う土地改良事業を行う場合における農地法等関連制度との調整措置について」があります。その中からの抜粋ですが、「創設換地予定地で事業主体の管理に係る農地等の転用についての申請の一方の当事者は、当該事業主体とする。」ということで、県が一方の当事者。この場合において「事業計画に定められている取得予定者が当該事業主体以外の者であるときは、他方の当事者は当該取得予定者に限るものとし」ということで■■■■。また、「申請書に記載する権利の種類は所有権以外の権利とする。」となつていまして、これに基づいて使用貸借としたものであります。
議 長	三浦委員、いかがでしょうか。
16番三浦宏和委員	はい、16番三浦です。そうすれば、この場所は本来ほ場整備を行う場所だったということですか。県営のほ場整備をやる受益地になっていたものを非農地にして、農業用施設を建てるから農振法上は問題ないということでしょうか。
議 長	事務局いかがでしょうか。
事務局 (稲業主席主査)	はい。その通りです。
議 長	ほかに質問等ありませんか。
一 同	なし。
議 長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。 今回は、案件1番が県農業会議への諮問の必要がある案件で、案件2番と3番が県農業会議への諮問の必要がない案件です。 農地法第5条の規定による許可申請に関する件、3件のうち、案件1番を原案のとおり許可相当に、案件2番と3番を原案のとおり許可すること
議 長	にご異議ございませんか。
一 同	異議なし。

議 長	<p>「異議なし」の声がありましたので、日程第5、議案第42号、農地法第5条の規定による許可申請に関する件、3件のうち、案件1番を原案のとおり許可相当に、案件2番と3番を原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、日程第6、議案第43号、農用地利用集積計画（令和3年度第8号）に関する件を上程します。</p> <p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局 (勝田主席主査)	<p>それでは、議案について説明します。</p> <p>はじめに、所有権移転の5件についてです。議案書の8ページから9ページをご覧ください。</p> <p>番号1。買い手は■■■■、売り手は■■■■。耕作面積、耕作者数、土地の所在、地目、面積、10アール当たりの売買価格は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>このほか、合計5件のうち売買が3件、贈与が2件です。</p> <p>続きまして、利用権設定6件について説明いたします。議案書の10ページから21ページをご覧ください。</p> <p>番号1。借り手は■■■■、貸し手は■■■■。耕作面積、耕作者数、土地の所在、地目、面積、10アール当たりの賃借料、契約期間は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>このほか、合計6件のうち議案書14ページ、番号4以降の3件は、農地中間管理事業による利用権設定です。</p> <p>以上、令和3年度第8号に関する案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議 長	<p>それでは、農用地利用集積計画について質疑を行います。</p> <p>ご質問・ご意見がある方はお願いいたします。</p>
16番三浦宏和委員	<p>はい、議長。</p>
議 長	<p>三浦委員、どうぞ。</p>
16番三浦宏和委員	<p>16番三浦です。最後の案件は利用権設定の面積基準に満たない事例のように見えます。この方は180平方メートルで職業が農業と書いてありますが、事情があってこれが認められていると思うので、そこを説明していただきたいです。</p>
議 長	<p>事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局 (勝田主席主査)	<p>番号6の借り手の方について、説明します。この方は今年の4月から営農を始めておりまして、実際所有している面積は議案書に記載のとおりとなります。県の補助事業を受ける採択に向けて準備をしているところでありまして、ミドル就農者経営確立支援事業の採択を目指す上で、農地中間管理事業の集積計画書を提出したものであります。このミドル就農者経営確立支援事業の採択を受ける要件として、農地中間管理機構から農地を借り受けていることが、要件に定められております。</p>
議 長	<p>三浦委員、いかがでしょうか。</p>

16番三浦宏和委員	はい。そうすれば、ミドル就農者経営確立支援事業の要件を満たして、事業を行うのですね。採択を受けるために中間管理機構を通した使用貸借が必要だということでしょうか。
議長	事務局、どうぞ。
事務局 (勝田主席主査)	はい。その通りであります。
議長	三浦委員、どうぞ。
16番三浦宏和委員	確認ですが、例えば、利用権設定を受ける者の要件として、132アールの要件がありますよね。それを満たさなくて良いと猶予される方は、以前は認定就農者という表現だったと思うのですが、まだ事業採択になっていなくても、猶予されて良いのでしょうか。それとも認定された上でなっているのでしょうか。面積要件を満たさなくて良い根拠を教えてください。
議長	事務局どうぞ。
事務局 (勝田主席主査)	面積要件につきましては、三浦委員がおっしゃった基準面積というのは、農業経営基盤強化促進法による面積要件です。農地中間管理事業による利用権設定については、特段、面積要件はありません。
議長	三浦委員、いかがでしょうか。
16番三浦宏和委員	はい。分かりました。
議長	ほかにご質問等ありますか。
1番佐々木英久委員	はい。
議長	佐々木英久委員、どうぞ。
1番佐々木英久委員	はい。1番佐々木です。中間管理機構を使えば、面積要件はないということよろしいですね。
一同	事務局どうぞ。
事務局 (勝田主席主査)	はい。そうでございます。
議長	佐々木委員、いかがでしょうか。
1番佐々木英久委員	はい、例えば中間管理機構を通して受け手になる場合、現在は非農家だけれど、退職して田んぼをやりたい、中間管理機構で田んぼを一歩をいきなり借りたいとなった場合も、面積要件はないのですね。
議長	事務局どうぞ。

事務局 (勝田 主席主査)	はい。中間管理事業を使った場合は面積要件はありません。
12番佐々木和昭委員	はい。
議長	佐々木委員どうぞ。
12番佐々木和昭委員	12番佐々木です。この土地ではないのですが、農業農村振興課が行っている「耕作放棄地解消支援事業」をこの方が活用しようとしており、農業農村振興課から現地調査を依頼されたため、11月9日に私と鈴木仁司推進委員で立ち合ってきました。その際に、当人に「158平方メートルしかないが、農業機械等はどうするのか」と確認したところ、国際教養大学の学生を連れてきて勉強させながら農作業を行うとのことでした。また利用権設定もしていなかったため、必ず出してくださいということを当人と農業農村振興課職員にも伝えてあります。ただ、荒れている土地を耕作するというので、耕作放棄地を解消するには非常に良いことだと感じています。以上、この件について関連事項として報告します。
議長	ありがとうございます。佐々木英久委員、いかがでしょうか。
1番佐々木英久委員	分かりました。
議長	ほかに質問等ありませんか。
一 同	なし。
議長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。 初めに、所有権移転について採決いたします。 所有権移転の5件について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議長	「異議なし」の声がありましたので、所有権移転の5件について、原案のとおり決定することいたします。 次に、利用権設定について採決いたします。 利用権設定の6件について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議長	「異議なし」の声がありましたので、利用権設定の6件について、原案のとおり決定することいたします。 以上により、日程第6、議案第43号、農用地利用集積計画（令和3年度第8号）に関する件は、全て原案のとおり決定することにいたします。 次に、日程第7、議案44号、非農地証明申請に関する件、1件を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局 (岡部主査)	<p>それでは、議案書の22ページをご覧ください。</p> <p>番号1です。申請人は河辺和田字式田の[REDACTED]。土地の所在は河辺和田字上野[REDACTED]番ほか1筆。地目は畑。面積は合計298平方メートル。現況は原野。事由は「昭和35年頃から休耕し原野化している。」です。現地は令和3年11月4日に確認しております。</p> <p>それでは、非農地証明申請に関する件説明資料をご覧ください。申請地は、位置図に記載のとおりであります。</p> <p>現在申請地は周囲の山林が伐採され、切り株や灌木類が発生している状況であるため、判断基準の「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当。また、立地状況が悪いことや、今後、周辺一体が山林化した場合、耕作が困難な場所であるため「その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合」にも該当。説明は以上です。</p>
議長  12番佐々木和昭委員	<p>それでは、現地調査を行った鈴木仁司推進委員から報告を受けた12番佐々木和昭委員から報告をお願いします。</p> <p>12番佐々木です。11月4日に鈴木仁司推進委員から電話で報告がありました。先ほど利用権設定の際にも申し上げましたが、この土地は私たちが11月9日に立ち会った場所から非常に近い場所にありまして、その立ち合いの終了後、私も確認しに行っております。何ら問題ないところでございますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
議長	<p>それでは、質疑を行います。</p> <p>非農地証明申請に関する件、1件について、ご質問・ご意見等のある方はお願いします。</p>
一 同	なし。
議長	<p>質問がないようですので、非農地証明申請に関する件、1件を原案のとおり証明することにご異議ございませんか。</p>
一 同	異議なし。
議長	<p>「異議なし」の声がありましたので、日程第7、議案第44号、非農地証明申請に関する件、1件を原案のとおり証明することに決定いたします。</p> <p>これをもちまして、議案審議は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。</p>
(午後3時5分終了)	